

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年9月までの国民年金保険料(昭和52年8月及び同年9月は付加保険料を含む。)については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年9月まで

私は、申立期間当時、診療所を開設しており、取引銀行の担当者に預金通帳と出金伝票を渡して国民年金保険料の支払いも依頼していた。妻の保険料も一緒に依頼しており、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。また、昭和52年8月に夫婦一緒に付加年金に加入し、妻は納付済みであるのに、私の8月と9月の付加保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月に国民年金に加入して以降、60歳に達するまで申立期間を除いて未納無く保険料を納付するとともに、申立期間直後から付加年金保険料も未納無く納付している。また、申立人の妻も婚姻前の1か月を除いて国民年金保険料に未納は無く、52年8月以降、付加保険料も未納無く納付しており、申立人及びその妻の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人及びその妻の保険料納付日が確認できる昭和59年4月から平成15年4月までの間について、1か月を除いて同じ日に申立人及びその妻の保険料が納付されていることから、妻と一緒に国民年金保険料を納付していたとの申立人の主張には信憑性^{びよう}があり、申立期間について申立人の保険料及び付加保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から41年3月までの期間、42年10月、同年11月、43年5月から45年10月までの期間及び45年12月から46年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年2月から41年3月まで
②昭和42年10月及び同年11月
③昭和43年5月から45年10月まで
④昭和45年12月から46年9月まで

20歳になった時、兄から国民年金に加入しておくように言われ、私が区役所で手続をした。申立期間の国民年金保険料については、まとめて2回か3回、区役所で納めた記憶があり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は国民年金の加入手続について、20歳ごろ申立人の兄に勧められたのをきっかけに、自分で行ったとしているが、その時期や具体的な手続の方法の記憶は無いほか、納付金額についても覚えていないとしている。

さらに、申立人は国民年金に加入後、保険料を2回か3回でまとめて納付したと供述しているところ、社会保険事務所の記録を見ると、申立期間①と②の間及び申立期間②と③の間の保険料を国民年金手帳記号番号が払い出された時期以降に複数回、まとめて納付した記録となっており、申立人の記憶と社会保険事務所の記録に齟齬は無い。

加えて、申立人は申立期間当時おおむね10回転居したと供述しているが、国民年金に係る住所変更届及び住民票の異動手続を行った記憶は無く、届出と異なる住所を管轄する区役所で、国民年金手帳を提出せずに保険料を納付したとする申立人の供述は不自然である。

そのほか、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 2 月ごろに払い出されており、その時点で申立期間の一部は時効のため保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 6 月まで

私は国民年金に任意加入し、昭和 50 年 7 月に会社に勤めるまでは、町内会の集金により国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を町内の納税組合の集金で納付していたはずであると述べているものの、申立期間当時、同居していた申立人の義父母のうち義母は納付済みであるが、義父は未納となっており、世帯ごとに集金するはずの納税組合の集金で保険料を納付していたとは考えにくく、さらに、申立期間の保険料が納付済みとなっている義母は既に他界しているため、保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間当時居住していた町の役場によれば、納税組合が国民年金保険料を集金していたかどうかは不明であるとしており、申立人自身も申立期間当時、納税組合が何を集金していたか記憶が曖昧^{あいまい}である。

そのほか、申立人は、厚生年金保険に加入したことにより、昭和 50 年 7 月 1 日付けで国民年金が資格喪失となっているが、申立人は喪失手続をした記憶は無いとしている。一方、社会保険事務所の被保険者台帳から、この資格喪失処理が行われたのは 51 年 12 月ごろと推認でき、それまでは、50 年 7 月の前後を通じて国民年金の未納期間であったことがうかがわれる。その上、申立人が 50 年 7 月から厚生年金保険に加入した会社では、4 か月間から 5 か月間程度の試用期間を経て正社員として厚生年金保険に加入させていたとしており、申立期間は厚生年金保険加入前

の試用期間であった可能性が高いことを踏まえると、申立人は厚生年金保険に加入した 50 年 7 月までではなく、勤め始めた時期（昭和 50 年 1 月ごろと推認）まで国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 48 年 3 月まで

昭和 41 年から 47 年ごろ、アパートに来た集金人に国民年金保険料を何度か納付した記憶がある。また、転居した 48 年か 49 年ごろ、区役所から電話で、保険料をさかのぼって納付できるチャンスなので、この機会に一括して未納部分を納めないかと勧められ、区役所で 10 万円弱の保険料を納めたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人が昭和 41 年から 47 年ごろ居住していた地域の区役所によれば、45 年 3 月まで区の職員が国民年金保険料を訪問集金していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 49 年 10 月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳は同月 7 日に発行されていることから、申立人が国民年金加入手続を行ったのはこのころとみられる。さらに、申立人は申立期間当時、国民年金手帳が無かったと記憶しているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立期間当時は加入手続を行う前であったため、区の集金人を通じて納付できなかったと考えられる。

加えて、申立人の戸籍の附票には昭和 41 年から 47 年ごろ居住していたアパートの住所地は記録されておらず、アパートがあった区において、申立人を国民年金被保険者として管理していたとは認め難く、区の職員による申立人の国民年金保険料の集金が行われていたとは考えにくい。

その上、申立人が特例納付したとする区役所が当時作成した特例納付者リスト（附則第 18 条）に申立人は記載されておらず、特例納付の勧奨はさかのぼって保険料を納付しないと老齢年金の受給資格要件を満たせない者（35 歳以上）を対象に行っていたとされていることから、当時 35 歳未満であった申立人に対し、特例納付の勧奨が行われた可能性は低く、申立人が記憶する納付額も申立期間に必要な保険料額と相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。